

## 平成29年度入札・契約制度改正の取り組みについて

平成29年度以降の中野区発注における入札・契約制度については、現在の公共調達を取り巻く状況の変化に対応できるように、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」等の法趣旨や理念を踏まえ、価格と品質が総合的に優れた公共調達の実現に資する以下の取り組みを進める。

### 1 基本的な考え方・狙い

#### (1) ダンピングの防止、公共調達の品質確保・向上

受発注側双方が設定する積算価格の精度向上、及び価格だけでなく企業の技術力や施工実績も評価の対象とする総合評価方式の拡充によって、技術力を有した事業者の入札参加を促進し、価格と品質のバランスのとれた公共調達、優良な社会資本整備の実現を図る。

(具体的な取り組み)

- 最低制限価格等の上限引き上げ
- 業務委託契約における総合評価方式の導入拡大

#### (2) 地域インフラ事業の担い手である区内事業者及び技術者の育成・確保

区内事業者の受注機会の拡大や機会損失の回避、高次の受注案件にステップアップし企業成長につなげていく仕組みを構築することによって、地域精通度が高く、災害等の緊急時にも対応出来る地域インフラ事業の担い手となる区内事業者の技術力向上、技術者の育成・確保を図る。

(具体的な取り組み)

- 区内事業者を入札参加要件とする発注案件の対象拡大
- 公共工事代金債権信託制度の導入

## 2 具体的な取り組みの詳細

### (1) 最低制限価格等の上限引き上げ

ダンピングの防止、積算価格の精度向上による工事品質の確保を目的として、平成28年度に試行実施した工事入札にかかる最低制限価格等の上限額引き上げについて、平成29年度より本格実施をする。

#### ① 内容

区では、競争入札による工事請負契約の発注にあたって、最低制限価格制度または低入札価格調査制度を活用し、適正価格での契約による工事品質の確保に取り組んでいる。この取り組みを強化・徹底するため、最低制限価格制度の最低制限価格及び低入札価格調査制度の調査基準価格を、以下のとおり、国と同様の基準とする。

平成28年度	平成29年度
予定価格の概ね 2/3～8/10	予定価格の7/10～9/10の範囲内で、 下記(ア)～(エ)の合計額(×1.08) (ア) 直接工事費の95% (イ) 共通仮設費の90% (ウ) 現場管理費の90% (エ) 一般管理費の55%

#### ② 対象案件

平成29年4月1日以降に発注し入札を実施する全ての工事請負契約において適用する。

### (2) 業務委託契約における総合評価方式の導入拡大

価格と品質のバランスのとれた公共調達の実現を目的として、価格以外の要素(企業の技術力、事業実績、社会性等)を評価対象とする総合評価を委託事業にも拡大して導入する。

#### ① 内容

総合評価方式は、価格だけでなく企業の技術力や事業実績、社会性等の要素も評価対象とするもので、ダンピング排除や公共調達の品質を確保するうえで効果的な手法である。現在、一定金額以上の工事請負契約についてのみ、総合評価方式による事業者選定を実施しているが、労働集約性が高く、過度な価格競争が品質や従事者の労働条件に悪影響を及ぼすことが懸念される委託事業についてもこれを適用する。

## ② 主な対象案件

以下のア～ウに該当する委託業務のうち、内容が価格だけでなく企業の技術力や事業実績、社会性等の要素も合わせて総合的に評価すべき案件とする。対象の適否については中野区評価選定委員会で審査し、平成29年4月1日以降に同委員会で承認された案件から適用する。

- ア) 設計、建設コンサルティング、コンストラクションマネジメント等
- イ) 情報システム構築支援
- ウ) その他事業運営支援（窓口、施設管理、清掃、警備、用務、調理等）

## ③ 評価項目等

評価項目や評価点等については、地方自治法施行令第167条の十の二第4項に基づき、中野区入札監視委員会の構成員である学識経験者の意見を聴いたうえで決定する。

## (3) 区内事業者を入札参加要件とする発注案件の対象拡大

地域インフラ事業の担い手となる区内事業者の技術力向上、技術者の育成・確保を図ることを目的として、工事及び設計等にかかる入札参加資格において設定している区内事業者要件を、発注対象の金額規模を拡大して適用する（平成29年4月1日以降に発注し入札する案件から適用）。

### ① 希望制指名競争入札（区内制限）の対象

業種	予定価格	
	平成28年度	平成29年度
建築工事	5,000万円以下	7,000万円以下
上記以外の工事	2,500万円以下	3,500万円以下
設計	500万円以下	1,000万円以下
測量	2,000万円以下	同左

### ② 一般競争入札（区内制限）の対象

業種	予定価格	
	平成28年度	平成29年度
建築工事	1億2,000万円以下	同左
一般土木	1億2,000万円以下	同左
道路舗装	1億2,000万円以下	同左
造園	7,000万円以下	同左
電気	5,000万円以下	7,000万円以下
給排水・空調	4,000万円以下	7,000万円以下
その他	その都度設定	同左

#### (4) 公共工事代金債権信託制度の導入

資金調達が困難となることによる、受注機会損失や契約不履行の回避、労働者や下請事業者への支払い遅延の防止を目的として、区発注工事の受注者が、公共工事代金債権信託制度を活用し、事業の運転資金を獲得できる仕組みを導入する。

##### ① 制度の概要

公共工事代金債権信託制度とは、区から公共工事を受注している元請事業者が、区の承諾を得て、完成前の工事に係る請負代金債権を、公共工事代金信託制度を扱う金融機関に譲渡することにより、同金融機関から運転資金を調達できるというものである。

##### ② 主な利用要件

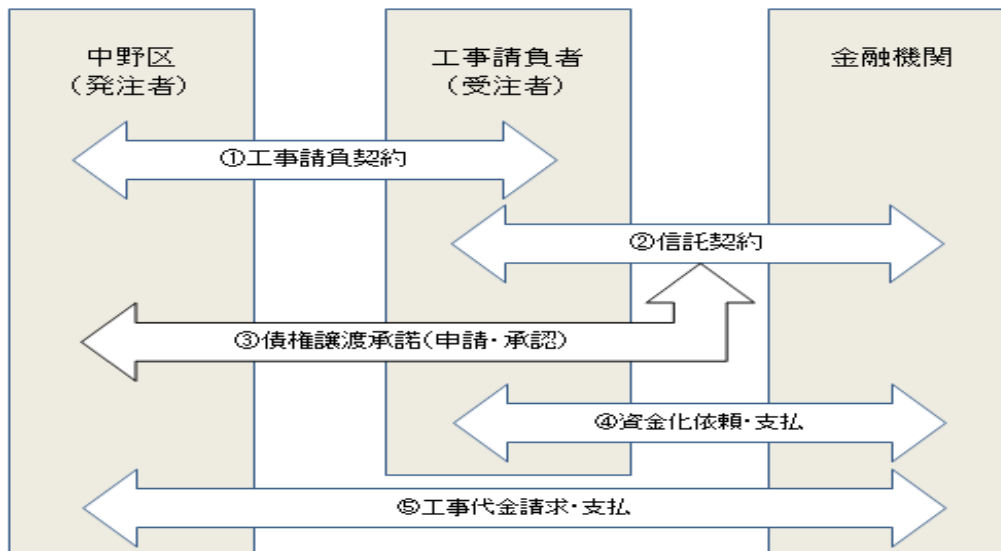
###### ア) 利用できる元請け企業

- 中小企業基本法第2条で定める中小企業、または中小企業以外の者であって、当該工事の施工にあたり下請け業者である中小企業者に対する支払計画があること
- 債務の弁済が困難な状況ではないこと 等

###### イ) 対象工事

- 請負金額 1,000 万円以上の区発注工事
- 前払金を受けており、工事の進捗状況が前払金等の相当割合を超えていること
- 工期までの日数が20日以上残っていること 等

###### ウ) 手続きの流れ (イメージ)



##### ③ 適用日

平成29年4月1日以降に区に債権譲渡承諾の申請があったもの  
※契約締結日が平成28年度の案件も可